国会事項

衆　議　院

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を改正する規則は、六月十三日次のとおり議決された。

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第五十六条の四の次に次の一条を加える。

第五十六条の五　委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

第二百三十四条の次に次の一条を加える。

第二百三十四条の二　秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

前項の場合において、委員長が処分を求めないときは、委員の三分の一以上から懲罰の動議を提出することができる。

第二百五十六条の次に次の一条を加える。

第二百五十六条の二　議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

附　則

この規則は、国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日から施行する。

衆議院情報監視審査会規程

衆議院情報監視審査会規程は、六月十三日次のとおり議決された。

衆議院情報監視審査会規程

（設置の趣旨）

第一条　情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第二条　情報監視審査会は、八人の委員で組織する。

（委員）

第三条　委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2　委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3　前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第四条　委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2　第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第五条　委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2　委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3　情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第六条　委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

（会長）

第七条　情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2　衆議院規則第百一条及び第百二条の規定は、会長について準用する。

第八条　会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表する。

2　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

（開会）

第九条　情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第十条　会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2　衆議院規則第六十七条第二項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

（情報監視審査室）

第十一条　情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

（定足数）

第十二条　情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

（表決）

第十三条　情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査）

第十四条　情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2　情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

（委員の発言）

第十五条　委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

（議長及び副議長の出席及び発言）

第十六条　議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

（審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言）

第十七条　情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2　前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事一人」と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第百一条第二項及び第三項の規定を準用する。

（特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲）

第十八条　国会法第百二条の十九及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の四に規定する議院の議決により定める者は、前二条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。